

一般廃棄物収集運搬業 一般廃棄物処分業 許可証

横浜市資事指令第1742号

令和7年4月7日

住所 神奈川県横浜市金沢区幸浦一丁目15番地43
氏名 株式会社 神奈川ウッドエネルギーセンター
代表取締役 武松 ひで 様

横浜市長 山中 竹春



令和7年3月12日に申請のありました一般廃棄物処分業を廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次のとおり許可します。

1 許可番号
第 1135 号

2 事業の範囲

(1) 業の種類

中間処理(破碎)

(2) 取扱廃棄物の種類

一般廃棄物(木くず)以上1種類

(上記物はいずれも有害物質を含むもの並びに廃PCB及びPCB汚染物を除く。)

3 許可期限

令和9年3月31日

4 許可の条件

(1) 中間処理に伴う一般廃棄物の保管量は1,150.9 m³以内とする。

(2) (1)の内、一般廃棄物及び産業廃棄物の混合保管場所における保管量は、一般廃棄物の保管量と本市から許可を受けた産業廃棄物処分業によって生じた産業廃棄物の保管量を合わせて1,150.9 m³以内とし、屋外で容器を用いずにこれらの廃棄物を積み上げることでできる高さは3.0 m以内とする。

(3) 本市に提出した事業計画書等に基づいて業を行うこと。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守すること。

(5) 生活環境保全のため、本市の指示に従うこと。

5 処理施設等の所在地

横浜市金沢区幸浦一丁目15番地43

6 処理施設の種類及び処理能力

破碎施設(200.48t/日)

7 許可年月日

新規許可年月日: 平成16年2月24日

許可更新年月日: 令和7年4月1日

変更許可年月日: 年 月 日

再交付年月日: 年 月 日

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、横浜市長を被告として(横浜市長が被告の代表者となります。)訴訟を提起することができます。